公益財団法人新潟県雇用環境整備財団

役 員 等 の 報 酬 規 則

（目的）

第１条　この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第５条第13号及び定款第15条及び第32条の規定に基づき、公益財団法人新潟県雇用環境整備財団の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬の種類及び通勤手当）

第２条　役員等の報酬は、定款第15条及び第32条の規定により無報酬とする。ただし、常務理事の報酬は本給及び期末手当とする。

２　前項に定める報酬のほか、常務理事には、通勤手当を支給することができる。

（報酬の支払方法）

第３条　役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

２　役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（報酬の支給日）

第４条　役員等の報酬は、その月の月額の全額を毎月末日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益財団法人新潟県雇用環境整備財団職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第3条の規定に準じて支給する。

（報酬の決定基準）

第５条　常務理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表（常務理事の報酬月額）に基づきその職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

（通勤手当）

第６条　通勤手当を支給する場合には、職員給与規則第3条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常務理事に支給する。

２　通勤手当の月額は、職員給与規則第3条に規定する額とする。

３　前２項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

（期末手当）

第７条　期末手当は、職員給与規則に定める職員の期末手当の支給基準に準じて支給する。

（日割計算）

第８条　新たに常務理事になった者には、その日から報酬（通勤手当及び期末手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

２　常務理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

３　常務理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により報酬を支給する場合であって､その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第９条　この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

附　則

この規程は、の公益財団法人新潟県雇用環境整備財団設立の登記の日（平成２４年　４月　１日）から施行する。

この規則の別表の一部を改訂し（平成３１年３月２６日）から施行する

この規則の別表の一部を改訂し（令和５年４月１日）から施行する

別表

常務理事の報酬月額

１．本給　　月額２８万円以下

２．期末手当　　本給の１月分に相当する額（６月及び１２月支給）

３．通勤手当　　実費支給（通勤距離２km以上の場合支給）